

申請日

糸島市長 様

糸島市脱炭素推進重点対策加速化事業
事業所用太陽光発電等設置補助金変更等承認申請書

年月日付けで交付決定を受けた糸島市脱炭素推進重点対策加速化事業事業所用太陽光発電等設置補助金について、補助事業の変更または廃止の承認を受けたいので、同補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

1) 申請者(補助事業者)

所在地/住所	電話番号	
名称/氏名	印	(法人の場合) 代表者職印
Eメール	担当者氏名	

※申請を委任する場合(申請者自身による申請が原則です)

受任者の種別	行政書士	個人事業主(申請者)の同居の親族※	
住所	電話番号		
氏名	性別	生年月日 年 月 日	
Eメール			
受任者の 確認書類	行政書士	行政書士登録番号	>行政書士証票の写し、委任状を提出
	同居の親族	申請者との続柄	>受任者の本人確認書類の写し、委任状を提出

※同居の親族が委任を受けて申請等を行う場合は、無償で行う必要があります。

2) 既に決定を受けている補助金の状況

補助金交付決定	文書番号	第 号	交付決定日	年 月 日
補助金交付決定額	円		太陽光発電	円
			蓄電池	円

3) 補助金の変更承認申請

承認申請の内容・理由	変更 廃止	理由	
変更後の交付申請額	円		
太陽光発電	円	…第2面・E	ただし既交付決定額以下
蓄電池	円	…第2面・K	ただし既交付決定額以下

4) 変更等承認申請に関する誓約事項

(1)	<input type="checkbox"/>	変更承認前の事業内容の変更は認められないことを確認しました。
(2)	<input type="checkbox"/>	変更等承認申請の内容は、糸島市脱炭素推進重点対策加速化事業事業所用太陽光発電等設置補助金交付要綱の規定を遵守しています。
(3)	<input type="checkbox"/>	本申請について虚偽記載がないことを誓約し、万が一虚偽記載等、市が不適切と認める補助金受給が判明した場合には、補助金交付決定の取消を受けても意義を申し立てません。また、補助金交付決定の取消に伴う補助金返還、財産処分等による財産処分納付金が発生した場合は、遅滞なく市の指示に従い返還または納付を行います。

変更事業計画書（第1面）

1) 補助対象設備を設置する家屋

この項目の変更	あり	なし
---------	----	----

設備を設置する家屋の情報を	所在地	糸島市			
	種類	事務所	工場	店舗	その他（ ）
	家屋の不動産登記有無	ある ない（カーポート） ▶実績報告時、建築確認検査済票の写し			
	家屋の不動産登記所有者	申請者（単独所有または他の者との共有） 申請者以外 <input type="checkbox"/> 設備設置の承諾を受けました。 ▶所有者名			

2) 設備設置費用

この項目の変更	あり	なし
---------	----	----

区分	内容	金額(税抜)	
太陽光発電設備	工事費 (別表第4の工事費に適合するもの)		
	設備費 (別表第4の設備費に適合するもの)		
	補助対象経費 小計 ①		円
	蓄電池設備	工事費 (別表第4の工事費に適合するもの)	
設備費 (別表第4の設備費に適合するもの)			
補助対象経費 小計 ②		円	
補助対象外経費			
合計金額 (税抜)		円	

※別表第4(第5条関係)補助対象経費や見積書と突合できるように記入すること。太陽光発電設備、蓄電池設備の共通経費は、任意の方法で配分すること(蓄電システム機器及び附帯機器は蓄電池設備に計上)。

【補助対象外経費の例】一般送配電事業者への接続検討申込費用、系統連系工事負担金、自然災害補償、有料の保証延長、ソーラーカーポートのカーポート部及び設置費用、既存設備の撤去費用、V2Hやエコキュート及びそれらの設置費用等

変更事業計画書（第2面）

3) 補助対象設備の設置工事契約について

この項目の変更	あり	なし
所在地/住所	電話番号	
法人名/屋号	担当者氏名	
Eメール		
事業期間	契約(予定)日	完了予定日

4) 導入する太陽光発電設備について

この項目の変更	あり	なし
---------	----	----

機器	メーカー	型式	数量	出力合計
太陽電池 モジュール	系列1			
	系列2			
	系列3			
	系列4			
PCS (パワーコンディ ショナー)	系列1			
	系列2			
	系列3			
	系列4			
太陽電池モジュール公称最大出力合計またはPCS定格出力合計の低い方の合計(50kW未満)…A				kW
Aの小数点以下切り捨て…B				kW
第1面・設備設置費の①…C				円
1kWあたりの補助金額【50,000円またはC÷A(1,000円未満切捨)】…D				円
補助金額【B(上限20kW)×D】…E				円

5) 導入する蓄電池設備について

この項目の変更	あり	なし
---------	----	----

機器	メーカー	型式	数量	蓄電容量
業務用蓄電池				
第1面・設備設置費の②…F				円
導入する蓄電容量(20kWh超であること)…G				kWh
1kWhあたりの設備設置費【F÷G】…H				円
Gのうち補助対象となる蓄電容量(20kWh上限)…I				kWh
Iに相当する補助対象経費【H(1kWhあたり189,000円上限)×I】…J				円
補助金額【J×1/3(1,000円未満切捨)】…K				円

6) 蓄電池設備の1kWhあたり税抜価格に関する確認事項

<input type="checkbox"/>	11.9万円/kWh以下の蓄電池の調達に努めましたが困難なため上の額で導入します。
--------------------------	---

変更事業計画書（第3面）

7) 設備導入による発電電力の消費量計画

この項目の変更	あり	なし
---------	----	----

余剰電力の取扱	売電しない	>実績報告で電力会社からの系統連系に係る書類を提出	
	売電する	>実績報告で非FIT売電契約書を提出	
	(売電先)	確認事項	<input type="checkbox"/> FIT/FIP認定は取得不可
年間発電量見込	kWh	自家消費割合	%
年間自家消費量見込	kWh		
(蓄電池を設置しない場合) 50%以上自家消費できる理由			

8) 導入設備に関する確認・誓約事項

(1)	<input type="checkbox"/>	本補助金を受けて設置する設備について、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づくFIT(固定価格買取制度)の認定またはFIP制度の認定を取得しません。
(2)	<input type="checkbox"/>	電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行いません。
(3)	<input type="checkbox"/>	再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に定める遵守事項等に準拠して事業を行います(ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く)。
(4)	<input type="checkbox"/>	法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行いません。
(5)	<input type="checkbox"/>	地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めます。
(6)	<input type="checkbox"/>	関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行います。
(7)	<input type="checkbox"/>	防災、環境保全、景観保全を考慮し補助対象設備の設計を行うよう努めます。
(8)	<input type="checkbox"/>	一の場所において、設備を複数の設備に分割して扱いません。
(9)	<input type="checkbox"/>	20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識(補助事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本補助金により設置した旨を記載したもの)を掲示します。
(10)	<input type="checkbox"/>	電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存します。
(11)	<input type="checkbox"/>	設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施します。
(12)	<input type="checkbox"/>	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力します。
(13)	<input type="checkbox"/>	防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めます。
(14)	<input type="checkbox"/>	関係法令及び条例の規定に従い、補助対象設備を処分します。
(15)	<input type="checkbox"/>	10kW以上の太陽光発電設備の場合、補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン(資源エネルギー庁)」を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施します。
(16)	<input type="checkbox"/>	10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めます。
(17)	<input type="checkbox"/>	導入する設備を法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ります。

申請日 2026年8月1日

糸島市長 様

糸島市脱炭素推進重点対策加速化事業
事業所用太陽光発電等設置補助金変更等承認申請書

令和8年7月10日付で交付決定を受けた糸島市脱炭素推進重点対策加速化事業事業所用太陽光発電等設置補助金について、補助事業の変更または廃止の承認を受けたいので、同補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

1) 申請者(補助事業者)

所在地/住所	糸島市志摩初一丁目X番Y号	電話番号	092-327-XXXX
名称/氏名	株式会社怡土志摩サービス		
Eメール	itoshimaservice@XXXX.co.jp	担当者氏名	志摩 次郎

※申請を委任する場合(申請者自身による申請が原則です)

受任者の種別	<input checked="" type="radio"/> 行政書士	個人事業主(申請者)の同居の親族※		
住所	糸島市二丈深江一丁目X番Y号		電話番号	092-325-YYYY
氏名	二丈 一郎	性別	男	生年月日 昭和 45 年 4 月 1 日
Eメール	ZZZZ@www.co.jp			
受任者の 確認書類	行政書士	行政書士登録番号	ZZZZZZZ	行政書士証票の写し、委任状を提出
	同居の親族	申請者との続柄		受任者の本人確認書類の写しを提出

※同居の親族が委任を受けて申請等を行う場合は、無償で行う必要があります。

2) 既に決定を受けている補助金の状況

補助金交付決定	文書番号	8系環第 1234 号	交付決定日	令和 8 年 7 月 10 日
補助金交付決定額	2,260,000 円		太陽光発電	1,000,000 円
			蓄電池	1,260,000 円

3) 補助金の変更承認申請

承認申請の内容・理由	<input checked="" type="radio"/> 変更 <input type="radio"/> 廃止	理由	設置可能な面積が計画よりも狭く太陽光パネルの設置数を減らし、PCSも1台出力を小さくするため。
変更後の交付申請額	2,110,000 円		
太陽光発電	850,000 円	…第2面・E ただし既交付決定額以下	
蓄電池	1,260,000 円	…第2面・K ただし既交付決定額以下	

4) 変更等承認申請に関する誓約事項

(1)	<input checked="" type="checkbox"/>	変更承認前の事業内容の変更は認められないことを確認しました。
(2)	<input checked="" type="checkbox"/>	変更等承認申請の内容は、糸島市脱炭素推進重点対策加速化事業事業所用太陽光発電等設置補助金交付要綱の規定を遵守しています。
(3)	<input checked="" type="checkbox"/>	本申請について虚偽記載がないことを誓約し、方が一虚偽記載等、市が不適切と認める補助金受給が判明した場合には、補助金交付決定の取消を受けても意義を申し立てません。また、補助金交付決定の取消に伴う補助金返還、財産処分等による財産処分納付金が発生した場合は、遅滞なく市の指示に従い返還または納付を行います。

背景が白の枠に記載(項目によってはチェック、○)してください。

※申請書を手書きで記入する場合は、別途公開している手書き用の申請書を利用してください。手書きの場合、エクセルファイルでは自動計算される部分も自身で計算してください。

作成後、コピー等を保存してください。申請書の提出後、記載内容の修正等をお願いすることがあります。

代表者職印を必ず押印してください。

郵送・窓口で申請書類を提出
⇒ チェックリストも含めて全ページを印刷して提出

行政書士が委任を受けて申請する場合は、行政書士証票の写しと委任状を追加して提出してください。

個人事業主の同居の親族が委任を受けて申請する場合は、受任者の本人確認書類の写しと委任状を提出してください。

市から交付されている交付等決定通知書の内容をもとに記載してください。

変更または廃止を選択し、その理由を記載してください。

廃止の場合、4)変更等承認申請に関する誓約事項及び変更事業計画書の作成は不要です。

これ以降は、変更の場合のみ記載してください。

変更事業計画書（第1面）

1) 補助対象設備を設置する家屋		この項目の変更	あり	<input type="radio"/> なし
設備を設置する家屋の情報	所在地	糸島市 志摩初一丁目ZZ番地		
	種類	<input type="radio"/> 事務所 <input type="radio"/> 工場 <input type="radio"/> 店舗 <input type="radio"/> その他 ()		
	家屋の不動産登記有無	<input type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない (カーポート) ▶実績報告時、建築確認検査済票の写し		
	家屋の不動産登記所有者	申請者 (単独所有または他の者との共有) <input type="radio"/> 申請者以外 <input checked="" type="checkbox"/> 設備設置の承諾を受けました。 ▶所有者名: 二丈不動産開発株式会社		

2) 設備設置費用		この項目の変更	<input type="radio"/> あり	<input type="radio"/> なし	
太陽光発電設備	区分	内容	金額(税抜)		
	工事費 (別表第4の工事費に適合するもの)	設置工事	150,000円		
		電気工事、キュービクル改造工事	100,000円		
		材料費(ケーブル等)	50,000円		
	設備費 (別表第4の設備費に適合するもの)	太陽電池モジュール、架台	1,600,000円		
		パワーコンディショナー	600,000円		
	補助対象経費 小計 ①			2,500,000円	
	蓄電池設備	工事費 (別表第4の工事費に適合するもの)	設置工事	100,000円	
			電気工事	100,000円	
			材料費(ケーブル等)	50,000円	
設備費 (別表第4の設備費に適合するもの)		蓄電システム、リモコン	3,600,000円		
補助対象経費 小計 ②			3,850,000円		
補助対象外経費					
合計金額 (税抜)			6,350,000円		

※別表第4(第5条関係)補助対象経費や見積書と突合できるように記入すること。太陽光発電設備、蓄電池設備の共通経費は、任意の方法で配分すること(蓄電システム機器及び附帯機器は蓄電池設備に計上)。
 【補助対象外経費の例】一般送配電事業者への接続検討申込費用、系統連系工事負担金、自然災害補償、有料の保証延長、ソーラーカーポートのカーポート部及び設置費用、既存設備の撤去費用、V2Hやエコキュート及びそれらの設置費用等

これ以降は、
 ●項目ごとの変更有無を選択
 ・変更有の場合、変更内容を含めて記載
 ・変更無の場合、交付申請の内容どおり記載

各項目の記載上の注意事項は、交付申請のファイルを確認してください。

<提出について>
 廃止の場合は、変更等承認申請書のみ提出してください。

変更の場合は、変更等承認申請書、変更事業計画書、添付書類のうち「変更内容に関連するもの」を提出してください。

変更事業計画書（第2面）

3) 補助対象設備の設置工事契約について		この項目の変更	あり	<input type="radio"/> なし						
契約予定事業者	所在地/住所	糸島市前原東2丁目X番Y号								
	電話番号	092-323-1111								
	法人名/屋号	マエバルソーラー設備株式会社								
	担当者氏名	前原 次郎								
	Eメール	WWW@ZZZ.CO.JP								
事業期間	契約(予定)日	令和	8年	7月	20日	完了予定日	令和	9年	1月	10日

4) 導入する太陽光発電設備について		この項目の変更	<input type="radio"/> あり	<input type="radio"/> なし	
機器	メーカー	型式	数量	出力合計	
太陽電池モジュール	系列1	イトシマソーラー	CBA-ITOSHIMA-550	16	8.80kW
	系列2	イトシマソーラー	CBA-ITOSHIMA-550	10	5.50kW
	系列3	イトシマソーラー	CBA-ITOSHIMA-550	10	5.50kW
	系列4				
PCS (パワーコンディショナー)	系列1	イトシマソーラー	WXZ-ITOPCS-60	1	6.00kW
	系列2	イトシマソーラー	WXZ-ITOPCS-60	1	6.00kW
	系列3	イトシマソーラー	WXZ-ITOPCS-60	1	6.00kW
	系列4				
太陽電池モジュール公称最大出力合計またはPCS定格出力合計の低い方の合計(50kW未満)・・・A				17.00kW	
Aの小数点以下切り捨て・・・B				17.00kW	
第1面・設備設置費の①・・・C				2,500,000円	
1kWあたりの補助金額【50,000円またはC÷A(1,000円未満切捨)】・・・D				50,000円	
補助金額【B(上限20kW)×D】・・・E				850,000円	

5) 導入する蓄電池設備について		この項目の変更	<input type="radio"/> あり	<input type="radio"/> なし
機器	メーカー	型式	数量	蓄電容量
業務用蓄電池	イトシマソーラー	ITOSHIMA-20000	1	20.0kWh
第1面・設備設置費の②・・・F				3,850,000円
導入する蓄電容量(20kWh超であること)・・・G				20.0kWh
1kWhあたりの設備設置費【F÷G】・・・H				192,500円
Gのうち補助対象となる蓄電容量(20kWh上限)・・・I				20.0kWh
Iに相当する補助対象経費【H(1kWhあたり189,000円上限)×I】・・・J				3,780,000円
補助金額【J×1/3(1,000円未満切捨)】・・・K				1,260,000円

6) 蓄電池設備の1kWhあたり税抜価格に関する確認事項	
<input checked="" type="checkbox"/>	11.9万円/kWh以下の蓄電池の調達に努めましたが困難なため上の額で導入します。

変更事業計画書（第3面）

7) 設備導入による発電電力の消費量計画		この項目の変更 <input type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし	
余剰電力の取扱	<input type="radio"/> 売電しない	▶実績報告で電力会社からの系統連系に係る書類を提出	
	<input type="radio"/> 売電する	▶実績報告で非FIT売電契約書を提出	
	(売電先)	確認事項	<input type="checkbox"/> FIT/FIP認定は取得不可
年間発電量見込	30,003 kWh	自家消費割合	99.0 %
年間自家消費量見込	29,703 kWh		
(蓄電池を設置しない場合) 50%以上自家消費できる理由			

8) 導入設備に関する確認・誓約事項

(1)	<input checked="" type="checkbox"/>	本補助金を受けて設置する設備について、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づくFIT(固定価格買取制度)の認定またはFIP制度の認定を取得しません。
(2)	<input checked="" type="checkbox"/>	電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第5号口に定める接続供給(自己託送)を行いません。
(3)	<input checked="" type="checkbox"/>	再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に定める遵守事項等に準拠して事業を行います(ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く)。
(4)	<input checked="" type="checkbox"/>	法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行いません。
(5)	<input checked="" type="checkbox"/>	地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めます。
(6)	<input checked="" type="checkbox"/>	関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行います。
(7)	<input checked="" type="checkbox"/>	防災、環境保全、景観保全を考慮し補助対象設備の設計を行うよう努めます。
(8)	<input checked="" type="checkbox"/>	一の場合において、設備を複数の設備に分割して扱いません。
(9)	<input checked="" type="checkbox"/>	20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識(補助事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本補助金により設置した旨を記載したもの)を掲示します。
(10)	<input checked="" type="checkbox"/>	電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存します。
(11)	<input checked="" type="checkbox"/>	設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施します。
(12)	<input checked="" type="checkbox"/>	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力します。
(13)	<input checked="" type="checkbox"/>	防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めます。
(14)	<input checked="" type="checkbox"/>	関係法令及び条例の規定に従い、補助対象設備を処分します。
(15)	<input checked="" type="checkbox"/>	10kW以上の太陽光発電設備の場合、補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン(資源エネルギー庁)」を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施します。
(16)	<input checked="" type="checkbox"/>	10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めます。
(17)	<input checked="" type="checkbox"/>	導入する設備を法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ります。